

障がい福祉サービス支給ガイドラインの作成及び検討部会の設置について

1 ガイドライン作成の目的

国が示す「介護給付費等に係る支給決定事務等について（以下「事務処理要領」という。）」によると、「市町村は、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（ガイドライン）を定めておくことが適当」と規定されています。

本市においては、これまでガイドラインは作成せず、障がいのある人の状況等を個別に勘案し、一人ひとり個別に支給決定の判断をしているところですが、一方で、この数年間、介護給付費等の支出額が上昇し続けているという現状もありますので、今後限りある予算を公平かつ適正に執行するためにも、一定の基準等を定め、また、この基準を広く公開することにより、公平かつ適正な支給決定事務を行うことを目的とした障がい福祉サービス支給ガイドラインを作成したいと考えています。

2 ガイドラインの検討について

ガイドラインの作成に向けた検討については、当事者や事業者等からの意見聴取を行う必要があることから、自立支援協議会にガイドライン作成の検討部会を設置し、検討を行うこととしたいと考えています。

3 ガイドライン作成の範囲

- ・障がい福祉サービス
- ・障がい児通所支援（放課後等デイサービス、児童発達支援等）
- ・地域生活支援事業（移動支援、日中一時等）

4 ガイドラインの構成

- ・本市としての支給決定基準の考え方
※厚労省の事務処理要領を参考に作成すること
※ガイドライン作成後も、一人ひとりの状況を個別に判断していくこと
- ・サービスごとの内容、利用対象者、標準提供時間、標準利用回数等
※あくまでも標準的な利用時間であり、上限ではない

5 部会構成員

- ・部会長（学識経験者）
- ・障がい福祉サービス従事者（成人（居宅系・通所系）・児童）
- ・障がい当事者（4団体から2人程度推薦）
- ・相談支援専門員（基幹相談センター）
- ・行政（障がい福祉課・子育て推進課）

6 活動概要

- 障がい福祉サービス等に関する意見交換
- 本市の財政状況についての説明
- 移動支援事業利用者の具体事例に関する意見交換
- 近隣市との比較
- ……など

7 検討スケジュール

- 部会設置の報告（7月28日，第1回自立支援協議会）
 - 部会の立ち上げ（8月中）
 - 部会の開催（9月以降，月1回程度）
 - 中間報告（12月，第2回自立支援協議会）
 - 最終まとめ（2月）
 - 最終報告（3月，第3回自立支援協議会）
- ※事業者にも同じ時期に周知

以上